

あわせ産廃の処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項に基づき、一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが可能で、かつ必要と認める次に掲げる少量の産業廃棄物の処理並びに事業系資源ごみ等の受入れ及び資源化を行うものとする。

- (1) 水俣市下水道浄化センターから生じる下水道汚泥の最終処分(※広域からの委託処理分)
- (2) 事業活動から生じる不要物又は有価物のうち、従業員の飲食に伴い発生する家庭ごみ（一般廃棄物）と同様の性状を有する資源物で、本市における家庭ごみ（資源ごみ）の分別方法に準じて分別された次に掲げる少量（概ね1日300kg以内）の事業系資源物
 - ① 飲料用空き缶
 - ② 空きびん
 - ③ プラ製容器包装（製造過程等から生じるものを除き、従業員等の飲食に伴うものに限る。）
 - ④ ペットボトル
- (3) 事業活動から生じる有害ごみのうち、家電販売店、建設業、電気設備業を除く小規模事業所が排出する少量の廃蛍光管及び廃乾電池及び水銀含有廃製品（※1日1事業所当たり10kg以内。）
- (4) 事業所から生じる廃棄物のうち、事業者自らが処理困難な汚れや臭いの付着した少量の発泡スチロール等（1日1事業所当たり10kg以内）
- (5) 事業所から生じる廃棄物のうち、事業者自らが処理困難な筆記具等の小型の事務用品（1日1事業所当たり10kg以内）（新規）